

令和3年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

広島県江田島市

目 次

1 令和3年度健全化判断比率報告書	1
(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5
2 令和3年度資金不足比率報告書	6
(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8
(参考) 各指標の対象範囲	10

1 令和3年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：%)

区 分	実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将 来 負 担 比 率
令和3年度決算 健全化判断比率	—	—	7.0	11.7
(早期健全化基準)	(13.45)	(18.45)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	—

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

<参考>比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税，地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について，歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	全ての会計の赤字額と黒字額を合算して，市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を，一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	一般会計等の支出のうち，義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し，この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上，標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質 収支額 E (C-D)
一般会計	16,580,181	15,889,509	690,672	369,848	320,824
住宅新築資金等貸 付事業特別会計	9,086	8,760	326	0	326
港湾管理特別会計	50,977	44,041	6,936	0	6,936
合計	16,640,244	15,942,310	697,934	369,848	328,086

(単位：千円)

イ 標準財政規模	9,322,463
うち、臨時財政対策債発行可能額	349,519

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	※実質収支比率 3.5
----------	---	----------------

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{実質赤字比率 } \text{ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	328,086	(2)アのE欄の合計
イ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額 (①～④の計)	241,787	実質赤字額がある場合はマイナス(△)計上
① 国民健康保険特別会計	110,234	
② 後期高齢者医療特別会計	12,706	
③ 介護保険(保険事業勘定)特別会計	118,561	
④ 介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計	286	
ウ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額 (①～⑤の計)	1,954,624	資金不足額がある場合はマイナス(△)計上
① 水道事業会計	1,772,512	
② 下水道事業会計	180,962	
③ 地域開発事業特別会計	51	
④ 宿泊施設事業特別会計	112	
⑤ 交通船事業特別会計	987	
エ 標準財政規模	9,322,463	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

オ	連結実質赤字比率	—	※連結実質収支比率 27.07
---	----------	---	--------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}] (\text{※マイナスの場合のみ})}{\text{エ}}$$

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金	1,933,298	繰上償還及び満期一括償還元金を除く。
イ 準元利償還金	384,465	公営企業債繰入金 債務負担行為
ウ 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	74,677	住宅新築資金等貸付金元利収入、公営住宅使用料等
エ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,695,131	基準財政需要額 災害復旧費等、事業費補正 密度補正
オ 標準財政規模	9,322,463	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

カ 実質公債費比率（単年度）	7.18	R1 6.76 R2 7.27
キ 実質公債費比率（3か年平均）	7.0	

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率（単年度）カ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ} + \text{エ}]}{\text{オ} - \text{エ}}$$

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	18,155,748	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	237,825	小用港, 中田港上屋整備, 土地開発公社業務委託
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	3,018,536	下水道事業会計等への繰入れ見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	0	
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	2,964,581	一般会計等対象職員(市長部局, 教育委員会, 地方公営企業)
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	7,679,366	財政調整基金, 減債基金等
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	238,350	公営住宅使用料等
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	15,561,840	
シ 標準財政規模	9,322,463	臨時財政対策債発行可能額を含む。
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,695,131	

(単位：%)

セ	将来負担比率	11.7	
---	--------	------	--

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

2 令和3年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：%)

区 分			令和3年度決算 資金不足比率	(経営健全化基準)
法適用企業	事業 宅地造成 以外	水道事業会計	—	(20.0) ※公営企業ごと
		下水道事業会計	—	
法非適用企業	宅地造成 事業 以外	宿泊施設事業特別会計	—	
		交通船事業特別会計	—	
	事業 宅地造成	地域開発事業特別会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参考>比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足 額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2) 法適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
水道事業会計	125,931	0	1,898,443	△1,772,512
下水道事業会計	196,351	0	377,313	△180,962

注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。

注2 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注3 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
水道事業会計	711,175	3,649	707,526	
下水道事業会計	274,858	0	274,858	雨水処理負担金以外の一般会計負担金を除く。

③ 資金不足比率

(単位：%)

水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 } \textcircled{3} = \frac{\text{D (※マイナスは、資金剰余額となる。)}}{\text{G}}$$

(3) 法非適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
宿泊施設事業特別会計	89,082	0	89,194	△112
交通船事業特別会計	268	0	1,255	△987

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
宿泊施設事業特別会計	81,086	0	81,086	
交通船事業特別会計	224,416	0	224,416	

③ 資金不足比率

(単位：%)

宿泊施設事業特別会計	—	
交通船事業特別会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 } \textcircled{3} = \frac{\text{D} (\text{※マイナスは、資金剰余額となる。})}{\text{G}}$$

イ 宅地造成事業を行う法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入 地方債 B	歳入額 C	土地収入 見込額 D	計 E (A+B-C-D)
地域開発事業 特別会計	13,004	0	13,055	0	△51

注 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

会計名	地方債残高 F	長期借入額 G	計 H (F+G)	資金不足額又は資金剰余額 I ・E>0 場合, E ・E<0 場合, 「E+H」 又は「0」 のいずれか小さい方
地域開発事業 特別会計	0	0	0	△51

② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	資本の額に 相当する額 J	負債の額に 相当する額 K	事業の規模 L (J+K)	備考
地域開発事業 特別会計	51	0	51	

③ 資金不足比率

(単位：%)

地域開発事業特別会計	—	
-------------------	----------	--

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\text{I} (\text{※マイナスは, 資金剰余額となる。})}{\text{L}}$$

(参考) 各指標の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計 港湾管理特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		準元利償還金の対象会計	将来負担比率	資金不足比率		
	国民健康保険特別会計						
	後期高齢者医療特別会計						
	介護保険（保険事業勘定）特別会計 介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計						
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用	水道事業会計	将来負担比率	資金不足比率		
		法適用	下水道事業会計				
		法非適用	宿泊施設事業特別会計				
			地域開発事業特別会計				
			交通船事業特別会計				
一部事務組合・広域連合	広島県市町総合事務組合		将来負担比率	資金不足比率			
	広島県後期高齢者医療広域連合						
地方公社・第三セクター等	土地開発公社		将来負担比率	資金不足比率			
	江田島バス(株)						
	沖野島マリーナ(株)						

